

半田市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年十月三十日

半田市教育委員会教育長 榊 原 雅 晃

半田市教育委員会規則第十号

半田市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則

半田市文化会館条例施行規則（昭和六十二年半田市教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「九月前」を「十二月前」に改める。

附 則

この規則は、令和八年十一月一日から施行する。